

令和 5 年 古殿町農業委員会 9 月定例委員会

1 開催日時 令和 5 年 9 月 15 日 (金) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (7 人) (9 人)

会長	農業委員 8 番	水野和徳委員		
委員	農業委員 1 番	中瀬信治委員	推進委員 1 番	我妻由美子委員
	農業委員 2 番	石井利行委員	推進委員 2 番	大楽良文委員
	農業委員 3 番	遠藤光一委員	推進委員 3 番	吉田真健委員
	農業委員 4 番	我妻弘道委員	推進委員 4 番	矢吹三智也委員
	農業委員 5 番	荒川一寿委員	推進委員 5 番	遠藤一委員
			推進委員 6 番	水野辰芳委員
	農業委員 7 番	根本明委員	推進委員 7 番	水野光樹委員

推進委員 9 番 瀬谷國彦委員
推進委員 10 番 岡部雄一委員

4 欠席委員 (2 人)

農業委員 6 番 水野幸栄委員、推進委員 8 番 小平美香委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 15 号 古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主査 長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、4 番目から 5 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 9 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長)

『 会長あいさつ 』

○議長(会長)

出席委員は8名中 7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
本日、農業委員6番 水野幸栄委員、推進委員8番 小平美香委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長)

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員2番 石井利行委員、及び
農業委員5番 荒川一寿委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長)

議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長)

日程第 2 議案第 14号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1番
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長

今月の農地法第3条の許可申請は、 1件でございます。

【議案第 14号 1番 朗読後、説明】

受付番号 1番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長)

ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。推進委員10番 岡部雄一委員

○ 10番委員

先日14日午前、[]及び代理の[]立会いの下、根本委員と共に現地確認を行いました。当該農地は50年以上前から、譲受人の家族が耕作しておりまして、今回相続に絡みまして、名義が[]氏になっているのが判明しまして、現状に合わせて譲受人に名義をかえることとなり申請になりました。特に問題はなく、引き続き耕作することとなります。以上です。

○議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 日程第 3 議案第 15 号
古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定についての1番を議題といたします。事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局長 古殿町長より古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見を求められています。

○事務局長 【議案第 15 号 朗読後、説明】

○議長(会長) 受付番号1番について、地元委員の説明を求めます。
推進委員2番 大楽良文委員

○2番委員 本日の1時10分に、農業委員の石井さん、それから事務局の長田さん、事業計画者の[]と現地を確認しました。本件は、事務局からの説明があったとおり、[]の資材置場が不足しており、敷地を確保するための転用農振除外であります。現地を確認した結果、土砂の流出や崩壊、雨水の排水も問題なく、周辺農地への影響も心配ないと思われま。また、申請の目的や事業計画の確実性も問題ありません。農振地ではありますが、ほかに適した場所がないことや農地の一番端にあたる場所ではありますので、ほかの農地や集積に影響はないと思われま。そのため、農振除外もやむを得ないと考えま。以上、慎重審議よろしくお願いま。

○議長(会長) 本案について質疑を許しま。質疑はありませんか。

○5番委員 申請地の[]ってどのへんなの？

○事務局長 昔、[]があったところで、申請地はその下の入り口のところです。[]です。

○5番委員 わかりました。

- 議長（会長） そのほか、質疑はありませんか。
- 議長（会長） 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

- 議長（会長） 異議なしと認めます。議案第 15 号
古殿農業振興地域整備計画の計画変更に対する意見決定についての
1番 は原案のとおり答申することに決定いたしました。

- 議長（会長） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
9 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和徳

会議録署名人 石井利行

会議録署名人 荒川一寿